

次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 電力安定供給ワーキンググループ
予備電源の第3回以降の募集内容及び容量市場の供給力確保時期の見直しについて（案）
予備電源制度ガイドライン（案）
容量市場における入札ガイドライン（案）
に対する意見募集の結果について

令和8年7月16日
資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
電力基盤整備課

標記の案件について、以下のとおり意見募集を実施いたしました。
いただいた御意見の概要及びそれに対する考え方を取りまとめましたので公表いたします。

1. 実施期間等

(1) 意見募集期間

令和8年6月5日（金）～ 令和8年7月5日（日）

(2) 実施方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」に掲載

(3) 意見提出方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」、郵送、電子メール

2. 意見募集結果

(1) 意見提出件数：4件（なお本件意見募集とは直接関係のない御意見（2件）に対して、資源エネルギー庁の考え方は示しませんが、承っております。）

(2) いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方

別紙参照

3. 結果の公示日、御意見及び御意見に対する考え方

(1) 結果の公示日

令和8年7月16日（木）

(2) 御意見及び御意見に対する考え方

次項参照

問い合わせ先

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課

電話 03-3501-1749（直通）

ホームページ <https://www.meti.go.jp/>

いただいた御意見及び御意見に対する考え方

	いただいた御意見の概要	御意見に対する考え方
予備電源の第3回以降の募集内容及び容量市場の供給力確保時期の見直しについて（案）、予備電源制度ガイドライン（案）、容量市場における入札ガイドライン（案）		
	予備電源の対象電源種を拡大すべき	
1	【意見内容】 予備電源制度の対象を火力発電以外にも拡大すべき 現在の予備電源制度は安定電源に区分される火力電源を対象としているが、今後の電力システムでは蓄電池、デマンドレスポンス（DR）、バーチャルパワープラント（VPP）、EVの充放電制御なども重要な供給力となる。 特に系統用蓄電池や需要側リソースは、化石燃料を消費せずに需給ひっ迫対策として機能することが可能である。 将来的には、予備電源制度の対象を火力電源に限定せず、蓄電池や需要側リソース等の非化石供給力にも拡大すべきである。	DRや蓄電池等は、容量市場において供給力として活用する枠組みが整備されております。 一方、予備電源制度は、容量市場の外側として、災害・需給ひっ迫時に備える準供給力を確保する制度であり、一定期間休止した後の必要時に立ち上げ可能な電源特性を前提としているため、現時点では、対象電源種を火力発電設備としております。 対象電源種については、容量市場の不落札電源等の状況を見ながら、必要に応じて検討してまいります。
2	【該当箇所】 ・『予備電源の第3回以降の募集内容及び容量市場の供給力確保時期の見直しについて（案）』P.9 ④対象となる電源 ・『予備電源制度ガイドライン（案）』P.1 2.(1)対象となる電源 【意見内容】 予備電源の対象リソースの拡大について（DR・蓄電池等の活用） 予備電源の対象電源について、社会的コストの抑制、および災害時・BCP対策の観点から、現行の「送電端容量で10万kW以上の火力電源」に限定せず、その補完措置として、需要側に配置された蓄電池やDR（ディマンドリスポンス）などの分散型リソースを、需給ひっ迫時に効率的に活用・確保する新たな仕組みを検討されたい。 理由 ・第2回電力安定供給ワーキンググループにおいて、松村委員より「コストをかけるがほぼ動かないかもしれない電源として、予備電源制度というものが効率的だと強弁するならいいが、そうではなく、もっと効率的なものがないか、具体的な提案が出てくることをとても期待する」旨の指摘がなされている。 ・この指摘の趣旨の通り、多大な費用を要しながらも平時は稼働しない可能性が高い大規模な休止火力電源の維持にのみ依存し続ける現行の仕組みは、結果として社会的コストを増大させる懸念がある。また、特定の大型休止火力電源への依存は、広域的な大規模災害時におけるレジリエンスの観点からも、供給力の特定地域集中というリスクを伴う。 ・他方、需要側に配置された蓄電池や災害時・BCP対策用の分散型電源、およびDRなどの需要家側リソースは、非常時の分散型供給力として極めて高いレジリエンスと有用性を有している。これらを系統ひっ迫等の緊急時において、効率的に活用・確保する仕組みを整備することこそが、公平な競争を促すとともに、安定供給体制の構築に資すると考える。	
	予備電源の価格規律について	
3	【該当箇所】 ・『予備電源の第3回以降の募集内容及び容量市場の供給力確保時期の見直しについて（案）』P.6-8（①募集量、③目安価格） ・『予備電源制度ガイドライン（案）』P.2「(2)予備電源維持運用者の決定方法」 【意見内容】 予備電源制度における目安価格の算定及び社会的コスト抑制について ・予備電源の量の確保自体の議論には異論はない。しかしながら、第3回募集の目安価格を直近過去3回分の容量市場メインオークションにおける上限価格（指標価格の1.5倍）平均である「14,860円/kW」へと引き上げるとともに「募集量をまたぐ電	目安価格については、第2回募集で応札実績があった水準を踏まえ、直近過去3回分の容量市場メインオークション上限価格の平均値（14,860円/kW）を参照しました。社会的コスト抑制については、①マルチプライス方式の採用、②電力・ガス取引監視等委員会による応札価格の事前監視、③応札価格に織り込めるコストの限定と事後精算の仕組み（未実施修繕費の精算等）により担保しております。目安価格については今後の容量市場指標価格（NetCONE）見直しも踏まえ、第4回募集以降も継続的に検討いたします。

	源まで落札」とする運用方針については、予備電源にかかる総額が過大に膨らむリスクを内包している。 ・このため、単に容量市場のメインオークション上限価格を一律に参照するのではなく、落札総額に対する「キャップ（上限）」の設定や、事後的なコスト精査の厳格化など、社会的コストを抑制するセーフティネットの視点を導入されたい。 理由 ・予備電源の目安価格の引き上げは発電事業者の応札インセンティブになるものの、実際に約定する電源の多くは高経年火力であり、維持費や設備改修費が高む実態がある。また、上限価格の基準となる容量市場の価格も上昇傾向にある。 ・本制度が個別の費用監視を伴うマルチプライス方式である実態は認識しているが、目安価格が「14,860 円/kW」へと大幅に引き上げられることにより、事業者が実際の維持管理コストに比べて高い価格（目安価格の手前）で応札するインセンティブが生じ、結果として応札価格の高止まりを招く懸念を排除できない。 ・さらに、今回は「募集量をまたぐ電源まで落札」とする方針が示されているため、マルチプライス方式であっても、高額な応札案件がそのまま約定することで、総額が膨らむリスクが存在する。 ・本制度の費用は、一般送配電事業者が支払う電源入札拠出金を原資として広く社会全体（最終的には託送料金等を通じて需要家）が負担する仕組みであることから、安定供給の確保を前提としつつも、国民負担軽減のための総額抑制策（落札総額に対する「キャップ（上限）」の設定等）の措置を検討いただきたいためである。	
4	【意見内容】 費用妥当性・需要家負担への影響検証と、適切な転嫁ルールの検討 予備電源の目安価格引き上げや経年改修費等の織り込みについて、費用妥当性、落札総額、実際の供給力確保効果、需要家負担への影響を検証するとともに、需要家への適切な転嫁ルートを継続的に検討すること。 理由 費用妥当性・需要家負担への影響を検証し、適切な転嫁ルールを設ける必要があるため 予備電源の目安価格引き上げや改修費等の織り込みは応札促進に資する一方、需要家負担増につながり得るため、費用妥当性と転嫁ルールの検証が必要である。予備電源の第 3 回募集の目安価格引き上げや経年改修費等の織り込みは、応札を促進する一方で、補填金総額および需要家負担を増加させる可能性がある。第 1 回および第 2 回電力安定供給 WG において、渡邊崇範オブザーバー（東京ガス株式会社）は、シングルプライス下での老朽火力等が容量拠出金全体を大きく増加させる可能性を指摘し「全体費用の観点も含めた検討」や「予備電源の制度と容量市場を統合し、一定額以上はマルチプライスで確保する方策」を提案している。さらに松村敏弘委員（東京大学）も、容量市場の見直しによる追加的な供給力確保量と負担増の事後的な検証と、消費者への丁寧な説明を求めている。これらを踏まえ、費用対効果の厳格な検証と、需要家への適切な転嫁ルールの継続検討が不可欠である。	
	CO2 排出量を評価項目に追加すべき	
5	【意見内容】 CO2 排出量を評価項目に追加すべき 現在の制度では主として価格と技術要件により評価が行われているが、CO2 排出量や脱炭素性能が評価項目に含まれていない。2050 年カーボンニュートラルを目指すのであれば、 ・ CO2 排出係数 ・ 脱炭素燃料への転換可能性 ・ 将来的な排出削減計画 などを評価指標として導入し、同等の供給力であれば環境負荷の小さい電源が優先される制度設計とするべきである。	予備電源制度は災害・需給ひっ迫時の準供給力として休止電源を確保する制度であり、平時の電源構成を方向付けるものではありません。電源の脱炭素化については、容量市場における非効率石炭火力のフェードアウトのに向けた措置や長期脱炭素電源オークションにより、それぞれの制度目的に応じて推進してまいります。
	高経年火力の延命目的化を避けるべき	
6	【意見内容】 高経年火力の延命を目的化しない制度運用が必要	予備電源制度は、災害・需給ひっ迫時に備えて準供給力として休止電源を確保する制度であり、既設火力設備の延命自体を目的とするものではありません。また、稼働可能な電源が過度に予

	予備電源制度は本来、非常時に備えるための仕組みである。 しかし制度運用によっては、本来市場から退出する予定であった高経年火力発電所の延命措置として機能する可能性がある。 火力発電所の維持はあくまで過渡的措置と位置付けるべきであり、予備電源制度の利用状況や費用対効果、CO2 排出への影響について定期的な検証を行うことを求める。	備電源へ流入しないよう容量市場との役割分担に留意した制度設計としております。加えて、制度適用期間は最大３年間としていることから、不要な延命措置にはならないものと考えております。 予備電源制度の利用状況や政策効果については引き続き審議会で確認してまいります。
	供給力確保全体の整合性について	
7	【意見内容】 容量市場と予備電源制度の全体最適を検証すべき 容量市場、予備電源制度、長期脱炭素電源オークションは、それぞれ供給力確保を目的とする制度である。 一方で、複数制度による支援が結果として化石燃料電源の維持を強め、再生可能エネルギーや蓄電池への投資を阻害する可能性がある。 制度ごとの評価だけではなく、電力システム全体として、 ・再生可能エネルギーの導入拡大 ・蓄電池の普及 ・需要側柔軟性の向上 ・CO2 排出削減 にどのような影響を与えるかを検証した上で制度設計を行うべきである。 再生可能エネルギー主力電源化に向けた移行ロードマップを示すべき 予備電源制度は現時点では安定供給確保のために必要な制度と考えるが、将来的には火力依存を縮小し、 ・再生可能エネルギー ・蓄電池 ・需要側リソース ・地域分散型エネルギーシステム を中心とした供給力確保へ移行していく必要がある。 そのため、2030 年、2040 年、2050 年を見据えた中長期的な制度移行の方向性を示し、国民及び事業者が将来の投資判断を行いやすい環境を整備することを要望する。	我が国では、容量市場、長期脱炭素電源オークション、予備電源の制度を組み合わせ、発電事業者に電源の維持・確保に必要なインセンティブを付与することで、経済効率性を追求しつつ、電力の安定供給を確保する枠組みを整備してきました。 他方、今後の電力需給は予断を許さない厳しい状況が続く可能性があることを踏まえ、これまでの制度見直しの取組も踏まえつつ、既存の枠組みを俯瞰し、将来の電力需給見通しを踏まえた更なる対応の必要性について、改めて検討することが重要と考えております。 2030 年度実需給までについては、既存の容量市場の枠組みを前提としつつ、予備電源や短期供給力確保策等を中心に、必要な供給力確保に向けた対応策を検討することとし、2031 年度以降については、容量市場の在り方も含め、既存の制度・市場の在り方を見直す方向で、審議会で引き続き議論を進めてまいります。
8	【意見内容】 供給力確保策全体の整合性と経済効率性の継続的な評価・検証 3E+S（安定供給、経済効率性、環境適合、安全性）との整合性を踏まえ、容量市場、予備電源制度、追加オークションおよび今後検討される短期供給力確保策等、供給力確保策全体の整合性と経済効率性を継続的に検証すること。 理由 3E+S・脱炭素化との整合性を踏まえた制度全体の再評価が必要であるため 今回の見直しは、足元の供給力確保には資する一方、休止火力の維持・確保に寄せた個別対応であるため、3E+S・脱炭素化との整合性を踏まえ、制度全体としての評価が必要である。今回の見直しは個別対応の積み重ねとなっており、休止火力の維持を強化する方向に働く。他方、電力システム全体としては 2050 年カーボンニュートラルと安定供給の両立が求められている。休止火力の維持を中心とした対応は短期的な供給力確保には有効である一方、将来的な供給構造の転換を遅らせる可能性があるため、脱炭素化政策との整合を踏まえた継続的な検証が必要である。 第 1 回電力安定供給 WG（令和 8 年 5 月 13 日）において、木村昭彦オブザーバー（電気事業連合会）は「環境政策との整合を図りつつ各仕組みを見直すこと」の重要性を指摘している。また、渡邊崇範オブザーバー（東京ガス株式会社）も「各市場の役割、対価の与え方を整理しながら、全体として経済効率性を追求しつつ電力の安定供給の確保ができるよう検討を進め	

	ること」を求めている。これらの指摘の通り、個別対応の妥当性を、供給力確保策全体（容量市場・予備電源・追加オークション等）の整合性と経済効率性の観点から継続的に評価すべきである。 新しいリソース（再エネ・DR・蓄電池等）が適切に評価・参加できる市場設計の検討 再エネ、DR、蓄電池等が供給力として早期に活用可能となり、信頼性を高めていけるよう、これらのリソースが適切に評価され、市場へ参加できる制度設計を検討すること。特に、実需給に近い時点で活用可能性が具体化するリソースの評価方法・調達の在り方を明確化すること。 理由 新しいリソースを供給力として早期に活用可能とし、信頼性を高める必要があるため 再エネ、DR、蓄電池等は、脱炭素化と分散型リソース活用の進展に伴い、今後の供給力確保策の選択肢として重要性が高まるため、供給力としての信頼性を高める市場設計が必要である。再エネ、DR、蓄電池等の新しいリソースは、4 年前のメインオークション時点では稼働見通しが立ちにくいものの、実需給に近い時点で活用可能性が具体化する。第 2 回電力安定供給 WG（令和 8 年 6 月 5 日）において、渡邊崇範オブザーバー（東京ガス株式会社）は、メインオークション時点では稼働が見通せないケースがあるとし、将来的にこうしたリソースを活用していくためにも、足りない部分は追加オークションで一定程度確保していくことも引き続き検討することを求めている。また、秋元圭吾委員（公益財団法人地球環境産業技術研究機構）や松村敏弘委員（東京大学）からも、複数の制度を整合的に見ながら効率的な仕組みを考えるべきとの賛同が出ている。既存の休止火力確保にとどまらず、これら新リソースが実需給に近い時点で適切に評価され、市場へ参加できる制度設計を早期に具体化すべきである。	
	予備電源の短期立ち上げプロセス及び実効性テストにおける他市場との整合について	
9	【該当箇所】 ・『予備電源の第 3 回以降の募集内容及び容量市場の供給力確保時期の見直しについて（案）』P.10 ⑦短期立ち上げにおける立ち上げプロセス ・『容量市場における入札ガイドライン（案）』P.6 4.(1)調達オークション（ア）参加対象となる電源等 【意見内容】 予備電源の短期立ち上げプロセス及び実効性テストにおける他市場との整合について ・予備電源の短期立ち上げプロセスとして検討される「新たな短期供給力確保策等」の設計、および発動指令電源の実効性テストの運用にあたっては、需給調整市場など他市場との関係性を十分に考慮し、実施指令時期等の見直しや事業者の負担軽減策を講じていただきたい。 ・また、電源毎の特性や他市場との整合性の観点から、需給調整市場に参入しているリソースを発動指令電源に用いる場合において、市場間で重複する評価要件（ベースライン算定手法や計測要件等）の共通化・簡素化を可能とする運用のあり方についても検討されたい。 理由 ・容量市場や需給調整市場をはじめとする複数の市場にリソースを提供している状況において、事業者にとって実効性テストの毎年度実施は極めて負担が大きい。実際に、抜き打ちで実施される実効性テストが需給調整市場の応動時間と重複した際、テストへの対応を優先した結果として需給調整市場側でペナルティを科されるといった実務上の不整合が生じている。 ・また、需給調整市場において、「他市場収益」として捉えられているにもかかわらず、実効性テストに伴う対応コストが事業者側負担となっている点は不合理である。さらに、テストの実施指令を受令した場合、すでに約定している需給調整市場をキャンセルせざるを得ず、事業者に直接的な経済的不利益が発生している。	短期立ち上げの立ち上げプロセスは、第 113 回制度検討作業部会での整理を踏まえ、今後検討される新たな短期供給力確保策等への応札を想定しております。その設計にあたっては、他市場との関係性や事業者の負担軽減にも留意して検討してまいります。 発動指令電源の実効性テストは、容量確保契約約款における第 14 条「実需給期間前のリクワイアメント」に規定されております。容量市場と需給調整市場は独立した市場であり、それぞれの契約に基づくリクワイアメントを遵守することを前提として、現状、事業者の判断で参加の意思決定をしているものと理解していますが、引き続き、他市場との関係性や事業者の負担軽減にも留意して制度設計を行ってまいります。

	・加えて、実効性テストにおける発動は原則として需給ひっ迫時以外に行われるため、創出された kWh の売り先がない。実需給断面においても、発動から GC（ゲートクローズ）まで 2 時間しか猶予がないため、時間前市場での約定による売却は期待できない。それにもかかわらず、アグリゲーターは小売に対してネガワット調整金を支払わなければならない、事業者のコスト負担となっている。 ・このように、実効性テストの対応時期の見直しとともに、対応コストとみなされる金額相当の補填を検討いただきたい。 ・あわせて、需給調整市場と容量市場の双方に同一のリソースで参入している状況において、市場ごとにベースラインの算定手法や実績判定に伴う計測要件の基準が異なっていることは、事業者にとって重複した負荷を強いる結果となっている。供給力確保を効率的にすすめる観点からも、同一のリクワイアメントの適用可能とするなど、運用緩和措置が必要であるとする。	
	容量市場メインオークションにおける全量調達化および追加オークション調達枠の維持について	
10	【該当箇所】 『予備電源の第 3 回以降の募集内容及び容量市場の供給力確保時期の見直しについて（案）』P.11-14（2.2(2)追加オークションで調達を予定している供給力（H3 需要の 2%分）の見直しについて） 『容量市場における入札ガイドライン（案）』全般 【意見内容】 容量市場メインオークションにおける全量調達化および追加オークション調達枠の維持について ・追加オークション向けとして確保されていた「H3 需要の 2%控除枠」を撤廃し、4 年前の段階で 100%（全量）を調達する方針への変更（全量調達化）には、需給調整市場等の他市場収益の算定、リソース運営の事業計画について、予見性を低下させかねない。 ・このため、現行の 2%追加オークション調達枠を維持し、直前期に立ち上がるリソースの参入柔軟性を確保されたい。 理由 ・容量市場の入札価格算定において、事業者は他市場（需給調整市場等）で得られる期待収益を合理的に見積もり、その分を控除して応札価格を設定することが求められている。しかしながら、4 年も先の段階における需給調整市場の将来のルール改定、市場単価のボラティリティなどを合理的に推計して事業計画に反映させることは困難であり、事業予見性を低下させる。 ・蓄電池や DR などの分散型リソースは、日々の需給バランスを見据えながら機動的に応動・発動し、市場に調整価値を提供することで収益を得て投資回収を行うビジネスモデルである。4 年前の容量市場（kW）でリソースが囲い込まれ、かつ直前で柔軟に取引可能な需給調整市場等の規模が縮小されることは、アグリゲーターにおけるリソース事業計画策定を困難にする。結果として、国が「エネルギー白書」等で掲げる分散型エネルギーシステムの構築や、レジリエンス向上の動きに水を差しかねない。	メインオークションにおける調達量算定においては、追加オークションで調達することを前提として H3 需要の 2%分を控除しており、その内訳は、安定電源：1%、発動指令電源：1%と整理しておりました。 安定電源については、メインオークションで非落札となった電源が追加オークションを待たずに退出するリスク、および落札電源の市場退出などにより追加オークションに参加する電源等が不足しうる兆候が示され、今後、追加オークションが開催されたとしても必要供給力の確保ができなくなる可能性が示されました。一方、発動指令電源については、メインオークションにおける発動指令電源の応札量が増加傾向にあり、足元では応札上限容量を上回る状況にあります。 以上を踏まえまして、H3 需要の 2%分の控除は行わず、メインオークションで全量を調達することとする旨を整理いたしました。なお、発動指令電源に関して、追加オークションにおいては仮に応札上限容量を H3 需要の 1%減らした場合でも、これまでの結果を踏まえると、現時点で応札量が上限容量を超えるような状況にはないことが確認されております。引き続き、状況把握を行い、適宜実態に見合った改善検討を行ってまいります。
	追加オークションおよび短期供給力確保策による補完関係の検証	
11	【意見内容】 追加オークションおよび短期供給力確保策による補完関係の検証 追加オークションおよび今後検討される短期供給力確保策が、容量市場メインオークションを全体としてどのように補完し、供給力確保の実効性を担保するのかを継続的に検証すること。 理由 追加オークション等がメインオークションをどう補完するか検証が必要であるため H3 需要 2%控除の廃止後も、追加オークションや短期供給力確保策が容量市場メインオークションをどのように補完するかを継続的に検証する必要がある。今回の見直しにより、追加オークションで調達される容量が縮小する可能性がある。一方で、追加オークションは本来、4 年前のメインオークション時点では稼働が見通せないものの、実需給に近づくことで稼働見通しが具体化するリソースを確保する役割を有している。第 2 回電力安定供給 WG（令和 8 年 6 月 5 日）において、斎藤祐樹	メインオークションおよび追加オークションの実態については、継続的に検証し、短期供給力確保策においては、容量市場等との関係性に留意して、検討を進めてまいります。

	委員（株式会社エネット）は、「追加オークションの目的の一つである 4 年前に稼働が見通せなかったより経済性の高い電源の確保という観点を踏まえ、トータルとしてコストミニマムとなるよう、経済性の高い電源の機会が十分に確保されているか検証すること」を求めている。また、松村敏弘委員（東京大学）も追加オークションの調達量減少による価格形成上の課題に言及している。これらを踏まえ、見直し後においても、追加オークションや短期供給力確保策の対象リソース、価格規律、調達量が、容量市場メインオークションを適切に補完できているか、実態に即して継続的に検証すべきである。	
	容量市場の趣旨について	
12	【意見内容】 火力発電廃止について「背景には、市場価格の下落傾向が続く中で競争環境が厳しくなっていること、調達先未定などにより自らが確保する供給力の割合が低い小売電気事業者が増加していることなどが要因として考えられる。」などと、まるで再生可能エネルギーのせいの様になっているが、単純に地球温暖化を加速する時代遅れの発電方法だからだろう。また、電源逼迫と言えば 2011 年の東日本大震災・福島原発事故が最大のはずだ。 なぜわざわざはぐらかすのか。文面から、火力・原発政策の失敗を伏せようとする悪意を感じる。改めるべきだ。	我が国においては、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスの取れた電源構成を目指していく必要があります。 他方、電力の自由化が進展する中で、卸売市場の取引の拡大及び FIT で支援する再生可能エネルギー量の拡大に伴い卸売市場の電気の価格が低下していると認識しております。その結果、発電設備の維持費用等の回収に困難が生じており、容量市場を導入することとしました。 エネルギー危機にも耐え得るエネルギー需給構造を実現するため、S + 3 E の大原則の下で、エネルギー源ごとの強みが最大限に発揮され、弱みが他のエネルギー源によって適切に補完されるような組み合わせを持つ、多層的な供給構造を実現するよう引き続き検討してまいります。
13	【意見内容】 容量オークションの安定電源に「火力・原子力」が含まれているが、不適切だろう。地球温暖化の直接原因になっている熱機関であり、どちらも輸入燃料に完全依存していて安定とは程遠い事は、現在の中東危機で判っているだろう事だ。更に火力は温室効果ガス、原子力は 放射性廃棄物を排出し、環境・経済に多大な悪影響を与えている。既に再生可能エネルギー技術が 火力・原子力よりも安定した電源となっている現状を考慮し、安定電源から火力・原子力を外すべきだ。	容量市場は、電力の安定供給に必要な中長期的な供給力不足への対処等に向け、あらかじめ必要な供給力を確保するための制度です。原則として、すべての電源の容量単位（kW）あたりの価値を等しく評価する仕組みであり、特定の電源を優遇するものではありません。 再生可能エネルギーもメインオークションや追加オークションに応札することが可能な電源等となっております。 その上で、容量市場の第 2 回メインオークション以降、稼働率が 5 0 %を超えた非効率な石炭火力発電に対し、容量市場からの受取額を 2 割減額するなど、 2 0 5 0 年カーボンニュートラルの実現に向けてエネルギー部門の C O 2 排出削減を促進する措置を導入しているところで す。 また、安定供給と脱炭素化を両立していくためには、既存の火力電源も脱炭素化しつつ活用していくことが重要です。このため、長期脱炭素電源オークションでは、既設の火力発電所を水素やアンモニアで混焼できる設備に改造する投資案件を対象とし、最終的には水素・アンモニア専焼などを想定した制度となっております。 政府としては、こうした取組を行うことにより、安定供給と電源の脱炭素化の両立を図ることとしております。

意見募集を実施した際の案からの変更点

次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会電力安定供給ワーキンググループ 「予備電源の第3回以降の募集内容及び容量市場の供給力確保時期の見直しについて（案）」等に対する意見募集を実施した際の、「予備電源の第3回以降の募集内容及び容量市場の供給力確保時期の見直しについて（案）」、「予備電源制度ガイドライン（案）」および「容量市場における入札ガイドライン（案）」からの変更点は以下のとおりです。

< 予備電源の第3回以降の募集内容及び容量市場の供給力確保時期の見直しについて（案） >

変更なし

< 予備電源制度ガイドライン（案） >

変更箇所	変更内容（赤字）	備考
注釈 10	全国を対象として開催する調達オークションにあっては、以下のいずれかに該当し、国の審議会で予備電源の応札を求めると判断した場合に開催されるものに限る。 （i）当該調達オークションの対象実需給年度に係るメインオークションにおいて追加オークションで調達を予定する供給力（H3 需要の2 %分）が控除されている場合（以下「当該控除」という。）にあっては、調達オークション前の供給力確保量と調達オークション開催判断時の目標調達量の差分がメインオークション時のH3 需要の2 %分を上回っているとき。 （ii）当該メインオークションにおいて当該控除が行われていない場合にあっては、調達オークション前の供給力確保量が調達オークション開催判断時の目標調達量を下回っているとき。	技術的修正
注釈 14	休止措置に関連して必要となる修繕 ~~の中に~~ であって具体的に実施が予定される費用を指し 、例えば、電源の防錆措置としての窒素封入費用が含まれる。また、機器の修繕の完了を確認するために必要な試運転や電気事業法第 55 条に基づく定期自主検査に伴う試運転など修繕・定期自主検査に伴う試運転に限り、必要な費用を修繕費に含むことも可能とする（石油石炭税を含む。）。また、試運転に必要な燃料の見積りに用いる燃料市況価格の種類等は、当該電源を応札した事業者が過去に当該電源用の燃料を購入した際と同等であることを基本とする。	技術的修正

< 容量市場における入札ガイドライン（案） >

変更なし